

公 示

「河川災害応急復旧業務に関する協定（土木）」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成30年3月2日

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長
尾 松 智

記

1. 協定の目的

甲府河川国道事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害等の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等についての確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙ー1「甲府河川国道事務所 河川直轄管理区間」のとおり
- (3) 協定内容 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、土木関係の応急復旧等を想定している。
- (4) 協定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち「一般土木工事（C等級以上）」に認定がなされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 別紙ー2「協定区間別近隣地域一覧表」に該当する区域内において、建設業法に基づく本店を有すること。希望する協定区間に本店を有しない場合は、本店を有しない協定区間の評価を無効とする。

(5) 平成14年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

(ア) 河川工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、一般土木工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒400-8578山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 工務第一課

電話055-252-8880

FAX055-252-8891

(2) 申請書類等の交付期間、場所及び方法

申請書類等は、以下の期間、場所及び方法により交付する。

① ホームページによる交付

平成30年3月2日(金)から平成30年3月16日(金)に甲府河川国道事務所のホームページにおいて申請書類等のダウンロードができます。

※ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

② 担当部局での交付

平成30年3月2日(金)から平成30年3月16日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分に4.(1)担当部局において紙又は電子データにより配布する。なお、電子データで配布希望の場合は、電子媒体(CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW)を持参すること。

③ 配布する書類とファイル形式

公示文 pdf形式

申請書類 pdf形式 及び doc形式

協定書(案) pdf形式

(3) 申請に関する質問及び回答

申請に関する質問及び回答は以下の期間、方法により行います。

① 申請に関する質問期限、方法

平成30年3月2日（金）から平成30年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分に4.（1）担当部局に持参またはFAXにおいて任意書式で提出すること。なお、FAXの場合は担当部局に必ず着信確認をお願い致します。

② 申請に関する回答期限、方法

平成30年3月13日（火）までに甲府河川国道事務所のホームページにおいて回答致します。

(4) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、以下の期間、場所及び方法により受付を行います。

① 申請場所及び方法

4.（1）担当部局に下記②の期間に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けません。

② 申請期間

平成30年3月2日（金）から平成30年3月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分に受け付けます。

なお、郵送の場合は、最終日の消印、託送の場合は、最終日に託送業者が受付を行ったものまでを有効とする。

③ 申請書類の内容

申請書類は、以下の書類を添付すること。

- ・別記様式－1～12
- ・補足説明資料等（添付資料など）

5. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

尚、評価項目毎における評価点の最高点の合計を100点とする。3. 申請者の条件が確認出来ないものは欠格とする。

| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 |
|---|--|-----|
| 企業の施工能力 | | |
| 同種工事の施工実績（過去15年間） 「3. 申請者の条件(5)を満たすことを証明するため提出された経験の当該工事との同種性 なお、対象期間は平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した工事とする。」 (別記様式－4) | より高い同種性が認められる。 「護岸工事（補修含む）又は根固めブロック設置工事（製作、仮置きのみは除く）」 | 5 |
| ※別記様式に基づき、より高い同種性等の実績が確認できる資料を添付すること。※特定JVの経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。 | 同種性が認められる。 「上記以外」 | 0 |

| | | |
|---|--|----|
| <p>工事成績（過去3年間）</p> <p>「関東地方整備局(港湾空港関係除く。)発注工事の一般土木工事における平成26年4月1日から平成29年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点」</p> | 80点以上 | 8 |
| | 75点以上80点未満 | 4 |
| | 70点以上75点未満 | 2 |
| | 70点未満 | 0 |
| <p>工事成績（減点要素）</p> <p>「申請書及び資料の提出期限月から過去1年間の完成工事において工事成績評定点が65点未満と通知された当該工種工事の有無」</p> | 65点未満無し | 0 |
| | 65点未満有り | -5 |
| <p>優良工事等表彰</p> <p>「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における全ての工種を対象に平成29年度に受賞した優良工事等表彰の有無」 (別記様式-5)</p> <p>※申請できる件数は1件とし、局長表彰及び部長、事務所長表彰を重複して受賞している場合は、局長表彰のみを加点評価する。 ※安全管理優良受注者表彰は、当該工事工種に限り評価する。なお、「優良工事表彰(局長表彰)あり」の場合は加点対象としない。 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> | 優良工事表彰(局長表彰)あり | 6 |
| | 優良工事表彰(部長、事務所長表彰)あり | 2 |
| | 安全管理優良受注者表彰あり | 2 |
| | 表彰無し | 0 |
| <p>事故及び不誠実な行為</p> <p>「申請書及び資料の提出期限日時点において全ての工種工事を対象に右欄に掲げる措置等に該当する場合に減点評価」 (最大-12点)</p> | 口頭注意 | -2 |
| | 文書注意 | -4 |
| | 修補請求日から修補完了(引渡)までの期間である | -4 |
| | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である | -4 |
| <p>災害協定の有無（地域貢献度）</p> <p>「申請書及び資料の提出期限日における行政機関等と締結した災害協定の有無」 (別記様式-6)</p> | 甲府河川国道事務所との災害協定の締結有り | 5 |
| | 関東地方整備局(本局)と締結した災害協定(都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等)の締結有り | 3 |

| | | |
|--|--|----|
| | 山梨県又は静岡県内の行政機関等との災害協定の締結有り | 3 |
| | 行政機関等との災害協定の締結無し | 0 |
| 災害協定の締結件数 | 0～1件 | 5 |
| 「申請時及び資料の提出期限日における行政機関等との協定締結件数について、締結件数が少ない場合に優位に評価」 ※協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 | 2～3件 | 3 |
| | 4件以上 | 0 |
| 災害協定に基づく活動実績の有無（地域貢献度） | 山梨県又は静岡県内において「関東地方整備局本局又は甲府河川国道事務所」と締結した災害協定に基づく「緊急工事」の実績有り | 10 |
| 「過去5年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績の有無」 （別記様式-7） ※平成24年4月1日以降に契約し、完成・引渡し完了したもの評価する。 ※協定書及び契約書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 | 山梨県又は静岡県内において「関東地方整備局本局又は甲府河川国道事務所」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供」又は、「緊急パトロール」の実績有り | 5 |
| | 山梨県又は静岡県内での国の機関（「関東地方整備局本局、甲府河川国道事務所」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急工事」又は「資機材の移送支援、又は提供」又は「緊急パトロール」の実績有り | 5 |
| | 実績無し | 0 |
| 工事成績優秀企業認定 | 認定有り | 2 |
| 「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の対象工事における平成29年度に受けた工事成績優秀企業の有無」 ※対象工種工事とは、「一般土木工事、アスファルト舗 | 認定無し | 0 |

| | | |
|---|------|----|
| <p>装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレス・コンクリート工事、法面処理工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事、維持修繕工事」</p> <p>※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> | | |
| <p>難工事施工実績</p> <p>「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において「難工事指定」された工事のうち、申請書及び資料の提出期限日の月以前の１年間に元請けとして、完成・引渡しが完了した施工実績の有無」</p> <p>（別記様式－８）</p> <p>※工事成績評定点が７０点以上の工事について評価の対象とする。</p> <p>※工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> | 実績有り | 2 |
| | 実績無し | 0 |
| <p>表彰</p> <p>「関東地方整備局（港湾空港 関係を除く。）発注工事において平成２９年度に受賞した難工事功労表彰、災害工事功労表彰、甲府河川国道事務所独自の功労・貢献表彰等の有無」</p> <p>（別記様式－９）</p> <p>※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> | 表彰有り | 2 |
| | 表彰無し | 0 |
| <p>災害時の基礎的事業継続力（ＢＣＰ）認定の有無</p> <p>「申請書及び資料の提出期限日における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」</p> <p>（別記様式－１０）</p> <p>※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> | 認定有り | 10 |
| | 認定無し | 0 |

| 災害時の対応能力（人員及び機械の確保） | | |
|---|-----------------|----|
| <p>技術者の確保</p> <p>「申請者が確保している技術者の人員数について評価」（別記様式－１１）</p> <p>※評価対象の技術者は、以下の資格を有する技術者とし、同一人物が複数の資格を有している場合は１人として計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ １級、又は２級土木施工管理技士 ・ １級、又は建設機械施工技士 ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。） ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 <p>※保有資格が証明できるものの写しを必ず添付すること。添付が無い人物については評価しない。</p> <p>※貴社社員である証明として、健康保険証等の貴社と社員名が確認出来るものの写しを添付すること。尚、住所、保険番号など個人情報に関わる部分はマスキングして提出すること。</p> | 技術者 20人以上 | 5 |
| | 技術者 10人以上 20人未満 | 3 |
| | 技術者 10人未満 | 0 |
| | | |
| <p>機械（ダンプトラック）の確保</p> <p>「申請者が保有するダンプトラックの台数を評価」（別記様式－１２）</p> <p>※自社持ちの2t車以上は1台とし、自社持ちの2t車未満及び自社以外（協力会社など）の保有台数は1台について0.5台として換算した合計台数により評価する。</p> <p>※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> <p>※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。</p> | 10台以上 | 10 |
| | 5台以上 10台未満 | 8 |
| | 5台未満 | 6 |
| | なし | 0 |
| <p>機械（バックホウ）の確保</p> <p>「申請者が保有するバックホウの台数を評価」（別記様式－１２）</p> <p>※自社持ちの0.45m³以上は1台とし、自社持ちの0.45m³未満及び自社以外（協力会社など）の保有数は1台について0.5台として換算した合計台数によ</p> | 5台以上 | 10 |
| | 3台以上 5台未満 | 8 |
| | 2台以上 3台未満 | 6 |
| | 2台未満 | 0 |

| | | |
|---|----------|----|
| <p>り評価する。 ※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。</p> | | |
| <p>機械（ブルドーザ）の確保</p> | 4台以上 | 10 |
| <p>「申請者が保有するブルドーザの台数を評価」 （別記様式－12）</p> | 2台以上4台未満 | 8 |
| <p>※自社持ちの3t以上は1台とし、自社持ちの3t未満は及び自社以外（協力会社など）の保有台数は1台について0.5台として評価する。 ※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。</p> | 2台未満 | 6 |
| | なし | 0 |
| <p>機械（クレーン）の確保</p> | 2台以上 | 10 |
| <p>「申請者が保有するクレーンの台数を評価」 （別記様式－12）</p> | 1台以上2台未満 | 8 |
| <p>※自社持ちの20t吊り以上は1台とし、自社持ちの20t吊り未満及び自社以外（協力会社など）の保有台数は1台について0.5台として換算した合計台数により評価する。 ※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。</p> | 1台未満 | 6 |
| | なし | 0 |

6. 協定締結者の選定

(1) 申請資料により申請者の条件を判断し、5. 審査基準の審査結果に基づき、各出張所区間毎に上位10社程度を選定し、協定を締結する予定である。

申請者は、複数の区間について申請できるものとするが、応急復旧活動の現実性の観点から1社2区間までの協定とするものとし、協定締結希望区間及び2区間の締結希望については、（別記様式－2）に記入するものとする。

なお、協定区間は、提出された資料（別記様式－2）により選定するが、希望の区間を考慮されない場合がある。

(2) 提出された申請書を審査の上、選定結果を申請者に書面にて通知する。

通知日は、平成30年3月23日（金）を予定している。

7. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、甲府河川国道事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、書面の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け取らない。

（1）提出期限

平成30年3月23日（金）から平成30年3月28日（水）までの8時30分から17時15分までとする。

（2）提出場所

4. （1）担当部局に同じ

（3）回答期限及び方法

平成30年3月30日（金）までに書面により回答する。

8. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者に「河川災害応急復旧業務に関する協定書」を押印の上2部送付する。内容に異存が無ければ押印の上、1部を当方に返送すること。詳細については協定書送付時に別途案内する。

9. その他

（1）申請書等作成に要する費用は、申請者の負担とする。

（2）本公告、協定書（案）、協定区間、申請書等の印刷物の請求には応じない。

（3）提出する申請書等は、当目的以外には使用することはない。

（4）提出された申請書等は返却しない。なお、差し替え・再提出は認めない。ただし、申請内容に不明瞭な部分が確認された場合に確認をする場合がある。

別紙－ 2

協定区間別近隣地域一覧表

| 協定区間 | 本店を有する自治体名等 |
|------------|---|
| 富士川上流出張所区間 | 諏訪郡富士見町、北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、笛吹市、甲府市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町、身延町 |
| 富士川中流出張所区間 | 甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、静岡市清水区、富士宮市、富士市 |
| 富士川下流出張所区間 | 南部町、静岡市清水区、富士宮市、富士市 |
| 笛吹川出張所区間 | 甲州市、山梨市、笛吹市、甲斐市、南アルプス市、甲府市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町、身延町 |

